

スポーツは、その活動によって「楽しさ」や「喜び」を得ることで、人々の生活や心を豊かすること、地域活性化や健康長寿社会の実現、経済発展などに寄与することなどの様々な価値を有しています。

スポーツ庁は、こうした価値を一層向上させ、スポーツの力で社会が活性化し、その社会がスポーツを支えるといった好循環が構築される「スポーツ立国」を実現することを目指しています。そのために、5年間のスポーツ施策の基本的な指針として、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、国際競技力の向上やスポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実といった多様な施策を、関係省庁や企業と連携しながら総合的・一体的に推進しています。

1 スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」(以下、「第3期計画」という。)では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期計画における「する」「みる」「させる」という視点に、

- ①スポーツを「つくる/はぐくむ」、
- ②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」

を感じる、

③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁は第3期計画に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

2 スポーツ振興財源

令和5年度のスポーツ庁予算は、約359億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

(1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」という。)において実施されており、これまで、サッカーの複数の試合結果(勝敗・得点)を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」の大きく2種類の

商品が販売されてきました。これに加えて、令和4年9月からサッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会を対象とする「WINNER」が販売されており、現在は大きく3種類の商品が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポーツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和5年度は、約178億円を、地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています。

令和5年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数(件)	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	9	3億4,463万円
地域スポーツ施設整備助成	267	66億8,063万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	157	2億6,181万円
地方公共団体スポーツ活動助成	484	17億6,738万円
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	93	21億6,023万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	776	37億7,870万円
国際競技大会開催助成	23	27億9,726万円
合計	1,809	177億9,063万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

(2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図る活動に対して安定的・継続的な助成を行う制度として、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。

現在は、JSCが運営主体となって、民間寄附金の運用益や国の交付金を主な原資に助成事業が行われており、令和5年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約18億円を配分しています。

令和5年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成区分	件数(件)	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	20	3,979万円
スポーツ団体大会開催助成	158	6億6,237万円
選手・指導者研さん活動助成(※)	-	11億円
アスリート助成(※)	-	
合計	178	18億216万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

3 スポーツを通じた健康増進

「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定されています。国民医療費の増大や高齢化の更なる拡大が予想される中、スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツ参画を促進するとともに、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、国民の誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。スポーツ庁では、20歳以上のスポーツ実施率を70%程度とすることを目標に掲げており、ライフステージに応じたスポーツ環境の整備に取り組んでいます。また、蓄積された科学的知見の普及・活用を図るため、スポーツを通じた健康増進に関する総合研究事業にも取り組み、周知・啓発を図っています。引き続き、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念の拡大に向けた取組を進めていきます。

4 子供のスポーツ機会の充実

(1) 子供の体力の現状と課題

「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和元年度から続く子供の体力の低下傾向に改善の兆しが見られました。

幼児期から中学生までの運動習慣は、生涯にわたる体力・運動能力等の基盤となる極めて重要な要素であることから、生活の中に運動（習慣）を取り入れ定着させるための取組を進めて行くことが必要です。

そのため、スポーツ庁としては、学校・家庭・地域における運動機会を確保し、子供の運動習慣の形成や体力向上につなげられるよう、①幼児期からの運動習慣形成の取組の強化、②子供のニーズに応じた多様なスポーツ環境の整備促進、③体育の授業における子供の運動意欲の向上、④授業以外の場における運動時間の増加、⑤家庭で運動を実践するキッカケの提供等の取組を進めています。

(2) 幼児期からの運動習慣の形成

幼児期からの運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、スポーツ庁では、家庭や学校を始め、地域において、幼児及び小学校児童を対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯に渡って運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組んでいます。

(3) 学校における体育活動の充実

小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育むこととしています。体育・保健体育については、生涯にわたって心身の健

康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」といったスポーツとの多様な関わり方と関連付けるとともに、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けるよう、学習過程の工夫を求めています。

スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実を図るために、体育授業にアスリートを派遣する取組や中学校における児童生徒が共に学ぶための指導方法等の実践研究などの取組を実施しています。

また、学校における体育活動中の事故防止に向けて、授業等で使用する用具の安全確保、体罰やハラスメントの根絶、熱中症事故の防止に向けた取組の徹底を求めるとともに、会議やセミナー等の場で全国の事故発生状況・事例等に係る情報や、事故防止のための科学的知見等の共有を行っています。

(4) 運動部活動改革について

これまで運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保する役割を担ってきたのみならず、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じた責任感・連帯感の涵養や、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築する役割も担っていました。

しかし、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での部活動運営は困難となり、さらに学校や地域によっては部活動自体の存続が厳しい状況にあります。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難となっています。

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するため、学校における部活動改革は必要不可欠です。スポーツ庁としては、令和4年6月にスポーツ庁長官に手交された検討会議の提言

等を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に策定・公表しました。本ガイドラインでは、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。スポーツ庁としても、改革推進期間の2年目となる令和6年度は、実証事業の拡充に加え、課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析といった取組を実施するとともに、事例集等を通じた先進事例の更なる周知や広報活動の強化など、必要な施策を総合的・一体的に講じていきます。

5 スポーツに関わる多様な人材の育成とスポーツを通じた女性の活躍推進

(1) スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっています。このため、スポーツ庁は、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度を支援することを通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わず、アスリート等の人間的成長を促す事ができる指導者の養成を推進しています。

(2) アスリートのキャリア形成支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリートが有する価値を社会に還元するという点で大変重要です。しかしながら、現役時のアスリートへのキャリア形成支援について十分な体制が整っていません。このため、スポーツ庁は、スポーツ関係団体・大学・企業等の関係者が

連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じて、キャリア形成のための研修支援や人材育成、情報提供等、積極的な支援体制を構築しています。

また、アスリートのキャリア形成上の課題やスポーツ指導者等の人材育成に関する調査研究を実施しています。

(3) スポーツを通じた女性の活躍推進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、競技スポーツにおける女性の健康課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

第3期計画においては、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及・啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

国際的には、国際女性スポーツワーキンググループ（International Working Group on Women and Sport）で採択された「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」に、2017（平成29）年、スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）・公益財団法人日本パラリンピック委員会（JPC）、公益財団法人日本体育協会（現JSPO）、JSCが同時に署名しました。

女性のスポーツ実施率の向上については、運動が女性の健康維持増進にもたらす効果や手軽にできる運動情報等をホームページに掲載しているほか、「オリジナルダンス」や「ながら運動」の動画配信等を発信しています。（前掲）。

スポーツ団体の女性役員比率の向上については、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏まえた女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。女性アスリートの国際競技力向上として、女性アスリートが抱える健康課題等を

解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラム、相談窓口を拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進しています。

6 障害者スポーツの振興

(1) 障害者のスポーツの環境の整備

令和4年10月にスポーツ審議会健康スポーツ部会の下に障害者スポーツ振興ワーキンググループを設置し、持続的な障害者スポーツの振興に向け、「障害者スポーツセンター」を単なる施設ではなく、地域全体で障害者スポーツ振興を行う、幅広い機能と高い専門性を持つ人材等から構成される、包括的な地域拠点として位置付けるとともに、持つべき機能として、「指導・相談」に加え、「ネットワーク」、「情報拠点」、「人材育成」などを明示した中間まとめを令和5年6月に公表しました。

令和6年度は、中間まとめを踏まえ、障害者スポーツセンターの機能強化に向けた事業のほか、①障害のある人ない人がともにするスポーツ環境づくり、②障害者のスポーツのに向けた障壁解消、③障害者スポーツ団体の基盤強化に向けた民間連携促進や地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進に取り組めます。特に、障害者スポーツ団体と民間企業、地方自治体の連携促進に向け、コンソーシアムの形成や、障害者スポーツ推進に積極的な企業の認定制度などを進める予定です。

また、生涯にわたってスポーツ活動を定着させるためには、学齢期からスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保することが重要であり、総合型地域スポーツクラブや社会福祉施設等多様な地域のスポーツ資源と連携した特別支援学校等の運動部活動の地域連携・地域移行の受け皿整備に取り組めます。

(2) 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

2023年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期されていた大会が、特別大会として鹿児島県において開催されました。なお、2024年度については、佐賀県で開催される予定です。

(3) 主な国際障害者スポーツ大会

① パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会の直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1960(昭和35)年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック競技大会と同様、4年に一度開催されています。2021(令和3)年8、9月には、東京2020大会(第16回大会)が開催され、日本からは254名の選手が参加しました。冬季大会は、1976(昭和51)年にスウェーデンのエンシェルスヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されており、2022(令和4)年3月には、中国の北京において第13回大会が開催され、日本からは29名の選手が参加しました。日本選手団はこの大会で、金メダルを4個獲得し、海外で行われたパラリンピックでは最多の獲得数となりました。

② デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、4年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は1924(大正13)年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2022(令和4)年5月には、ブラジルのカシアスドスルにおいて第24回夏季大会が開催されました。95名の日本代表選手が大会に派遣され、過去最多となる

30個のメダルを獲得しています。冬季大会は1949(昭和24)年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催されました。2019(令和元)年12月にはイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方で第19回冬季大会が開催され、15名の日本代表選手が参加し、6名が入賞しました。2025(令和7)年には、日本初となる夏季大会が東京で開催されます。

③スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1968(昭和43)年、冬季大会は1977(昭和52)年からそれぞれ開催されており、2023(令和5)年6月にはドイツのベルリンで夏季大会が開催され、日本からは73名の選手が参加しました。2025年(令和7)年2月にはイタリアのトリノで冬季大会が開催される予定です。

7 大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動(体育会活動、サークル活動、ボランティア等)等の側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源(学生、指導者、研究者、施設等)の活用は、市民の健康増進や障害者スポーツの振興等に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。

このような大学スポーツの更なる振興を図るため、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)が平成31年3月1日に設立されました。

スポーツ庁は、UNIVASの設立理念に基づいた学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、大学スポーツムーブメントの創出や大学スポーツ資源の活用による地方創生を促進する取組を推進しています。

UNIVASでは、大学スポーツを「楽しむ」、「応援する」、「支援する」という3つの活動指針のもと、学業充実・デュアルキャリア形成、安全安心なスポーツ環境整備、大学スポーツ認知拡大等を推進するための事業を行っています。

8 スポーツの成長産業化

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業を活性化すれば、その収益でスポーツ環境を改善することができ、スポーツ参画人口の拡大にもつながります。そしてスポーツ環境の改善や参画人口の拡大は、スポーツ産業を更に活性化する原動力となります。このように、スポーツの成長産業化はスポーツ振興の重要な柱の一つであり、スポーツ参画人口の拡大に至る循環を自律的に拡大させていくことが重要です。

このため、国は具体的な数値目標として2025年までにスポーツ市場規模を15兆円とする目標を掲げ、コストセンターとされてきたスタジアム・アリーナをまちづくりや地域活性化の核として多様な世代が集う交流拠点へ変革するスタジアム・アリーナ改革や、スポーツ観戦等スポーツイベントにおける体験の高付加価値化と新たな顧客層の獲得につながる「スポーツホスピタリティ」の普及・発展、スポーツ産業における新たな収益源の確保に向けたスポーツの場におけるテクノロジーの活用、スポーツそのものがもつ価値の高度化や産業の裾野拡大、社会課題解決につながるスポーツ界と他業界の共創による新事業創出など、様々な施策を推進しています。

9 スポーツを通じた地域活性化

(1) 地域スポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしてきたところですが、今後予想される、施設の老朽化、財政的制約、人口減、少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に、より一層対応していくことが必要となっています。

スポーツ庁では、学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援のほか、スポーツ施設のストック管理に関する計画策定、学校体育施設の有効活用、官民連携等による施設管理・運営の優良事例の収集・紹介、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブックの作成および地方公共団体への普及・啓発といったソフト面の対応も進めてきました。

今後も、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域や経済の活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。

(2) スポーツツーリズム振興に向けた取組

① 地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁は、スポーツによるまちづくりを推進する組織である「地域スポーツコミッション（地域SC）」の設立及び新たな事業展開への支援を行っています。令和5年度は、16件の取組を支援しました。

地域SCの設置数は、令和4年10月時点で194箇所であり、今後は、地域SCの基盤人材の育成・確保の取組を推進していきます。

② 地域資源を活かしたスポーツツーリズムコンテンツの磨き上げについて

スポーツ庁は、スポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、重点テーマである武道やアウトドアスポーツ

を中心とした新たなスポーツツーリズムの創出等を推進しています。令和5年度は、6件の取組を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーションやプロモーションを通じて得た基礎的データの利活用促進、文化庁及び観光庁と連携した「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施しました。

③ スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰

以上の取組に加え、スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を応援するため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」を創設しました。令和5年11月に開催した式典「スポまち!長官表彰2023」では、26自治体を受賞され、室伏長官より参加した首長に対し表彰状をお渡ししました。また、特別ゲストを迎え、「スポーツのチカラで地域に活力を」をテーマにトークセッションを行ったほか、受賞自治体の取組紹介なども実施しました。式典には多くの報道陣も参加するなど、「スポーツ・健康まちづくり」への注目度が高まっています。

10 スポーツを通じた国際交流・協力

(1) 国際交流・協力に向けた取組

スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、各国とのスポーツにおける連携を強化するための政策対話の枠組みづくりや参画等、様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国のプレゼンス（影響力）の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日

本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開に関心を持つ企業・団体に向け情報発信やネットワーク構築を目的としたプラットフォーム「JSPIN (Japan Sports Business Initiative)」を立ち上げました。

(2) 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

また、今後の大規模国際競技大会等の運営の透明化、公正化を図るため、令和5年3月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定し、関係者に周知を行っているところです。今後は、本指針に関する教材や大会開催に関する事例集の作成・活用などを進め、本指針の更なる実効性確保と大規模国際競技大会の運営において中心的な役割を担える人材の育成・確保に向け取り組んでいきます。

11 持続可能な国際競技力の向上

我が国のアスリートが国際大会で躍動する姿は、国民に大きな勇気や感動をもたらすものであり、国際競技力の向上に継続的に取り組むことが重要です。

スポーツ庁では、第3期計画及び「持続可能な国際競技力向上プラン」¹ (令和3年12月27日) を踏まえ、関係機関と連携しつつ、我が国の国際競技力向上に向けた支援や環境整備に取り組んでいます。

(1) 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

オリンピック競技・パラリンピック競技に共通して、中央競技団体 (NF) による選手強化活動 (強化合宿、コーチ等設置など) に対する支援の充実を図るとともに、JSC、JOC、JPC による協働コンサルテーションを実施し、NF が策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行っています。各 NF の強化戦略プランは、JSC、JOC 及び JPC からなる協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国はその評価結果を各種事業の資金配分に活用しています。

(2) アスリート育成パスウェイの確立

アスリートの発掘・育成・強化の取組は、競技団体、地方公共団体、その他関係機関等、様々なところで行われています。より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、これらの取組の有機的な連携が図られるよう、NF におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援しています。

(3) スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国のスポーツ医・科学支援、研究及びトップアスリートのトレーニング中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC) では、平成31年に、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な競技力強化拠点として、NTC 屋内トレーニングセンター・イーストを新たに整備したほか、HPSC ではトレーニングが困難な競技については、既存のスポーツ施設を NTC 競技別強化拠点² に指定する等、スポーツ医・科学、情報等によるアスリート支援の充実に取り組み、国際競技力の向上を図っています。

(4) 地域における競技力向上を支える体制の構築

「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」³ (令和4年11月29日) を踏まえ、

5年度から、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、地域と一体となって、スポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備に取り組むこととしています。

1 参照:スポーツ庁HP「持続可能な国際競技力向上プラン」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop07/list/1377917.htm

2 令和6年4月時点:45か所
3 参照:スポーツ庁HP「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/jsa_00099.html